

# FIFA の「連帯貢献金」制度と その法的諸問題（2・完）

——連帯貢献金の支払いをめぐるスポーツ仲裁裁判所(CAS)  
の仲裁判断と FIFA の紛争解決機関(DRC)の  
裁定の分析を中心として——

杉原周治

1. はじめに
  - 1.1 本稿の目的
  - 1.2 連帯貢献金の目的と構造
  - 1.3 連帯貢献金をめぐる紛争解決手続
2. 移籍先クラブの責務
  - 2.1 連帯貢献金の算定
  - 2.2 連帯貢献金の保有および分配
  - 2.3 選手証の確認
3. 連帯貢献金の支払いに関する合意の適法性
  - 3.1 「いかなる控除もされない」移籍補償金の設定
  - 3.2 連帯貢献金の支払義務の譲渡（以上、国際文化研究科論集23号）
4. 連帯貢献金の請求権者の範囲
  - 4.1 育成クラブ
  - 4.2 国内サッカー協会
  - 4.3 非加盟クラブに代わる国内サッカー協会の連帯貢献金請求の可否
5. 連帯貢献金請求権の発生および消滅
  - 5.1 選手の労働契約期間中の移籍
  - 5.2 選手の国際移籍
  - 5.3 連帯貢献金請求権の消滅
6. むすびにかえて
  - 6.1 連帯貢献金の支払いに関する実務
  - 6.2 日本のクラブによる連帯貢献金制度の活用の意義（以上、本号）

## 4. 連帯貢献金の請求権者の範囲

RSTP 附則 5 第 1 条 1 項によれば、あるプロサッカー選手がその契約期間中に移籍した場合、原則として、同選手の育成に貢献したすべての育成クラブが連帯貢献金の債権者となる（以下、4.1）。加えて、同 2 条 3 項によれば、当該選手が育成を受けた国のサッカー協会も、一定の要件の下で育成クラブに代位して連帯貢献金を請求するとされている（以下、4.2）。ただし、こうした連帯貢献金の債権者の範囲については、とりわけ、各国のサッカー協会が自己の構成員ではない非加盟クラブに代位して連帯貢献金を請求しうるのはどうかという問題がある（以下、4.3）。

### 4.1 育成クラブ

上述のように、あるプロサッカー選手が労働契約の満了前に国際移籍をした場合、当該選手の育成に貢献したすべてのクラブは原則として連帯貢献金の請求権を取得する。連帯貢献金の請求権が発生する育成期間は、当該選手が12歳から23歳を迎えるシーズン、つまり12年分である（RSTP 附則 5 第 1 条）。この点は、当該選手が12歳から21歳までの間（つまり10年間）に所属していた育成クラブに対して支払われるトレーニングコンペンセーションと異なる点である（RSTP 附則 4 第 1 条）。また、連帯貢献金の支払いに際して、同選手が育成クラブにおいてアマチュア選手として登録されていたか、またはプロ選手として登録されていたかは問題とならない。

ただし、ここでいう「クラブ」は、各サッカー協会の構成員となっているクラブのみをいうと解されている。つまり、「加盟クラブ」(affiliated club) のみが連帯貢献金を請求できる。なぜなら、連帯貢献金につき規定する RSTP 附則 5 にいう「クラブ」は、FIFA の構成員である各国サッカー協会に所属するクラブをいい、非加盟クラブは FIFA の組織の外部に存在するため、RSTP で規定される連帯貢献金の請求を行使できないからである<sup>51)</sup>。

この点、RSTP 第 1 条 1 項も、「本レギュレーションは……組織化されたサッカー (organised football) 内での選手の競技資格……に関する、一般的かつ拘束力ある規定を含む」と規定し、また、同 2 条 1 項も「組織化されたサッカーに参加する選手とは、アマチュア選手またはプロ選手をい

う」と規定しており、RSTP が「組織化されたサッカー」にのみ、すなわち、FIFA の傘下で組織されたサッカー協会にのみ<sup>52)</sup>適用されることを明記している。このことから、国内サッカー協会に所属している加盟クラブのみが FIFA の連帯貢献金を請求しうることが明らかであると解されている。実務においても、CAS は、後述する 2012 年 7 月 25 日の仲裁判断においてこのことを認めている<sup>53)</sup>。

## 4.2 国内サッカー協会

RSTP 附則 5 第 2 条 3 項によれば、当該選手が育成を受けた国のサッカー協会も育成クラブに代位して連帯貢献金を請求することができる。この点は、トレーニングコンペンセーションと同様である (RSTP 附則 4 第 3 条 3 項を参照)。

### 附則 5 第 2 条 3 項

(3) サッカー協会 (association) は、当該プロ選手のトレーニングおよび教育に関与した自己の加盟クラブ (affiliated club) のひとつが、もはや組織化されたサッカー (organised football) に参加していないこと、および (または)、とりわけ破産 (bankruptcy)、清算 (liquidation)、解散 (dissolution) もしくはメンバーシップの喪失 (loss of affiliation) によってもはや存在していないことを証明しうる限りにおいて、本来は同クラブに与えられるべき連帯貢献金の取り分 (proportion) の請求権を有する。この連帯貢献金は、同協会のユースサッカー促進プログラム (youth football development programmes) のために用いられる。

本条項によれば、国内サッカー協会は、連帯貢献金の請求権を取得するために、選手の育成に関与した「自己の加盟クラブ」が、もはや同サッカー協会の構成員ではないこと、または破産や清算等によって存在していないことを証明しなければならない。加えて、これらの要件の下でサッカー協会に支払われた連帯貢献金は、同協会のユースサッカーの促進プログラムのために使用されなければならない。

## 4.3 非加盟クラブに代わる国内サッカー協会の連帯貢献金請求の可否

問題は、国内サッカー協会が、非加盟クラブに代わって連帯貢献金を請

求できるか否かである。この問題につき、CASは、以下の二つの事例で異なる見解を示している。すなわち、①CASの2009年8月5日の仲裁判断<sup>54)</sup>は、本件において選手の育成に携わったが現在はもはや存在していないクラブが過去にサッカー協会の構成員であったか否かの問題は未解決のままにしておきつつ、国内サッカー協会は非加盟クラブに代位して連帯貢献金を請求できると述べたのに対して、②2012年7月25日の仲裁判断<sup>55)</sup>は、このようなケースではサッカー協会の連帯貢献金請求権は認められないと判断した。それぞれの事案およびCASの判断は以下の通りである。

(I) サッカー協会の請求権を認めたCASの2009年8月5日の仲裁判断

(a) 事件の概要

ブラジル国籍を有する1980年生まれの選手であるベラルド (Anderson Cléber Beraldo) の1992年から2003年までの経歴は、その選手証によれば概ね以下のように記載されていた。

年	シーズン	地位	期間	クラブ
1992～ 1996	12歳～ 16歳		1月1日～12月31日	記録なし
1997	17歳	アマ	1月1日～7月6日 7月7日～12月31日	記録なし Maringá Futebol Clube
1998	18歳	アマ (Loan)	1月1日～10月27日 10月28日～11月19日 11月20日～12月31日	Maringá Futebol Clube 記録なし Sport Club Corinthians Paulista
1999	19歳	アマ プロ	1月1日～2月21日 2月23日～12月31日	Sport Club Corinthians Paulista Sport Club Corinthians Paulista
2000	20歳	プロ	1月1日～12月31日	Sport Club Corinthians Paulista
2001	21歳	プロ	1月1日～12月31日	Sport Club Corinthians Paulista
2002	22歳	プロ	1月1日～12月5日	Sport Club Corinthians Paulista
2003	23歳	プロ	1月1日～12月31日	Sport Club Corinthians Paulista

その後、2005年7月に、ポルトガルのサッカークラブであるベンフィカ (Sport Lisboa e Benfica-Futebol S.A.D.) が、当時ベラルドの所属先であったブラジルのクラブであるコリンチャンス (Sport Club Corinthians Paulista) と同選手の移籍について合意したが、その際の移籍補償金は3,500,000ユーロであった。同移籍に基づき、2007年7月11日、ブラジルサッ

カー協会 (Confederação Brasileira de Futebol、以下「CBF」と略記) は、ベンフィカに対して1992年1月1日から1998年11月19日までの期間の連帯貢献金の支払いを求めた。その請求額は、移籍補償金の5%の48.85%で、総額85,487.50ユーロであった。これに対して、FIFAのDRCは、2008年7月31日の裁定において、CBFの主張を一部認めてベンフィカに対して総額23,330ユーロの連帯貢献金の支払いを命じた。これに対してCBFは、2008年12月30日にCASに提訴した。

(b) CASの判断

CASは、2009年8月5日の仲裁判断において、結論としてはCBFの請求を概ね認めて、ベンフィカに対して62,157.50ユーロの連帯貢献金の支払いを命じたが、RSTP附則5第2条3項については以下のように解釈すべきとした。すなわち、CASによれば、同条項に基づき国内のサッカー協会が各クラブに代わって連帯貢献金の請求が認められうるのは、以下の2つのケースであるという<sup>56)</sup>。

ケース1：協会の加盟クラブ (associated club) が、当該選手の移籍後18ヶ月以内に移籍先クラブに対して連帯貢献金を請求することを怠った場合。このケースでは、国内サッカー協会は、当該加盟クラブに代位してその権利を行使できる。

ケース2：協会に加盟していないクラブ、またはクラブとは異なるサッカーのトレーニングセンター (training center for soccer) が、後に国際移籍をする選手のトレーニングに参加していた場合。このケースでは、当該選手を育成した組織は、国内サッカー協会の構成員それゆえFIFAの構成員ではないため連帯貢献金を獲得する直接的な権利を有さず、したがって連帯貢献金の請求権は主として国内サッカー協会に付与される。

そして、CASによれば、本件において記録のない期間にベラルドの育成に携わったクラブはアマチュアクラブの「グレミオ・マリンガ」(Grêmio Maringá)であったが、同クラブは現在もはや存在しておらず、加えて、同クラブがCBFの構成員であったか否かは明らかではない、という。ただし、CASによれば、いずれにしても本件は上記のケース1またはケー

ス2のいずれかのカテゴリーに分類されうるため CBF が連帯貢献金の請求権を有するのは明らかであるから、結論として同クラブが CBF の構成員であったか否かの問題は未解決にしておくことができる、とした<sup>57)</sup>。

(2) サッカー協会の請求権を認めないとする CAS の2012年7月25日の仲裁判断

(a) 事件の概要

ブラジルサッカー協会 (Confederação Brasileira de Futebol、以下「CBF」と略記) に所属する、ブラジルのサッカークラブであるサンパウロ FC (São Paulo FC) は、2006年1月2日、スペインのサッカークラブであるレアル・マドリード (Real Madrid CF) との間で、サンパウロ FC に所属していた1980年6月24日生まれの選手 C (Cicinho) の移籍について合意した。同契約では、360,000ドルの連帯貢献金 (移籍補償金7,200,000ドルの5%) の支払義務をレアル・マドリードが負うことにつき合意がなされ、それに基づきレアル・マドリードは、Cの選手証を精査し、2006年3月2日に以下の方法で連帯貢献金を分配することを決定した。

債権者	連帯貢献金の金額	割合
CBF	45,000ドル	12.5%
ボタフォゴ FC	207,000ドル	57.5%
アトレチコ・ミネイロ	90,000ドル	25%
ボタフォゴ FR	18,000ドル	5%

すなわち、選手証によれば選手 C は、1994年5月16日 (14歳) からの6年半はボタフォゴ FC (Botafogo Futebol Clube) に、その後、2001年から2003年までの3年間はアトレチコ・ミネイロ (Clube Atlético Mineiro) に所属していたが、その間にレンタル契約によってボタフォゴ FR (Botafogo de Futebol e Regatas) で短期間プレーし、その後は、2004年から2005年までの1年間、サンパウロ FC に所属していた。しかしながら、C は、12歳からの2年半、すなわち1992年1月1日から1994年5月15日までは「どのクラブにも登録されていない」 (“not registered with any club”) 状態であり、その間の C の経歴は不明であった。以上の事実から、レアル・マドリードは、連帯貢献金を、CBF に12.5% (0.5%×2.5年)、ボタフォゴ FC に57.5% (0.5%×1.5年+10%×5年)、アトレチコ・ミネイロとボ

タフゴ FR に30% (10%×3年) の割合で分配し、支払いを完了した。

しかしながら、サンパウロ FC は、レアル・マドリードが CBF に45,000ドルの連帯貢献金を支払った行為は不当であり、この金額はサンパウロ FC に支払われるべきであると主張して、2006年12月7日に FIFA に対して異議を申し立てた。これに対して、FIFA の PSC の単独判事は、DRC に助言を求めたうえで、2011年10月27日に、CBF は問題となった期間に選手 C がサッカー協会内で育成されたことを証明していないため、レアル・マドリードは CBF に対して「誤って」45,000ドルを支払ったと言うことができ、それゆえレアル・マドリードはサンパウロ FC に対して45,000ドルを支払わなければならないと判断した。この裁定に対して、レアル・マドリードは、2011年11月17日に、上記裁定の停止を求めて CAS に提訴した。

(b) RSTP 附則 5 の旧第 2 条 3 項の解釈をめぐる当事者の主張

ところで、本事件当時の RSTP 附則 5 の第 2 条 3 項 (旧規定) は、「当該プロ選手の移籍後18ヶ月以内に、同選手と同選手を育成したクラブのいずれかとの間のリンク (link, Kontaktaufnahme) が立証できない場合、連帯貢献金は、同選手が育成された (各) 国の (各) サッカー協会に支払われる。この連帯貢献金は、同協会のユースサッカー促進プログラムのために用いられる」と規定されていた<sup>58)</sup>。本件では、レアル・マドリード (ないし CBF) とサンパウロ FC との間で、この規定の解釈につき見解の相違があった。

すなわち、一方でレアル・マドリードは、同条項を厳格に解さず、協会が連帯貢献金を請求する要件は本条項にいうケースに限定されるものではないと主張した。すなわち、レアル・マドリードによれば、本条項は、当該選手の育成の記録が発見できなかった場合やどのクラブも連帯貢献金を請求しなかった場合には、選手が実際に育成されたか否かの証明がなくとも、サッカー協会が常に連帯貢献金を受け取ることができると解した。この解釈によれば、選手が実際にトレーニングを受けていたことの証明は、サッカー協会が連帯貢献金を受け取るための必須条件とはならない、とされる<sup>59)</sup>。

また、CBF も、同条項からは、サッカー協会が連帯貢献金を受け取ることができるケースとして、①育成クラブがもはや存在していない場合、②育成クラブが連帯貢献金を請求しなかった場合、③選手がアマチュアク

クラブで育成されたか、あるいはサッカー協会の加盟クラブで育成されていないために、サッカー協会に選手の育成の記録が存在しない場合が挙げられる、と解釈しようと主張した。すなわち、CBFによれば、確かにRSTPの第1条および2条でいう「クラブ」とは協会の加盟クラブのみをいうが、当該選手が非加盟クラブで育成されたケースでも、サッカー協会はこのクラブに代位して育成貢献金を受け取る権利を有するという<sup>60)</sup>。

他方で、サンパウロFCは、RSTPにいう「クラブ」はサッカー協会の「加盟クラブ」のみをいうのであるから、そもそもこの加盟クラブにおいて選手がトレーニングを受けていたことが証明できない場合にはサッカー協会は連帯貢献金を受け取る権利を有せず、さらにその場合、サンパウロFCがこの連帯貢献金の金額を取得するという。すなわち、サンパウロFCは、同条項を厳格に解し、同条項は、選手と「加盟クラブ」との間で選手の移籍後18ヶ月以内に「リンク」、つまり加盟クラブとの実際のコンタクトが取れない場合にのみサッカー協会が連帯貢献金の権利を有することを規定したものであり、上記のように、そもそも選手の加盟クラブでの育成が証明できなければ、サッカー協会に連帯貢献金の受領資格はない、と解した<sup>61)</sup>。

### (c) CAS の判断

以上の主張に対して、CASの本件パネルの単独仲裁人は、2012年7月25日の仲裁判断において、結論としては、本件では「どの加盟クラブも問題となった期間に当該選手を育成していないのであるから、CBFは、レアル・マドリードから連帯貢献金の一部を受け取る権利を有しない」<sup>62)</sup>として、レアル・マドリードに対して、サンパウロFCへの45,000ドルの連帯貢献金の支払いを命じた。

CASによれば、第一に、連帯貢献金を受け取る権利を有するクラブは、FIFAの構成員である各国サッカー協会の所属している「加盟クラブ」のみであるとする。実際に、RSTP第2条によれば本レギュレーションは「組織化されたサッカー」にのみ適用されるため、FIFAのシステムの枠外にある非加盟クラブは、RSTPで規定される連帯貢献金を取得しえないという<sup>63)</sup>。

第二に、CASは、RSTPの附則5第2条3項の文言は不明確であり、とりわけ「リンク」という文言の意味内容は「成功したリンク」(“successful link”)と解すべきであるとする。そして、「リンクが成功したと考えら



れる場合とは、各サッカー協会に加盟している現存するクラブにたどり着いたケースをいう」、とする<sup>64)</sup>。

このことからCASは、第三に、PSCの単独判事が述べたように、加盟クラブの代わりに各国サッカー協会が連帯貢献金を得るためには、当該選手が「組織化されたサッカー」の範囲内で、すなわち各サッカー協会の下で実際にトレーニングを受けたことを証明しなければならない、という。実際に、サッカー協会が連帯貢献金を請求しうる状況とは、①当時協会の加盟クラブであった育成クラブが、もはや同協会に加盟していないか、もはや存在していない場合、および②同協会に加盟しているクラブが、移籍の18ヶ月以内に連帯貢献金の請求をしなかった場合の二つのみである。それゆえ、本件のように、選手証に「どのクラブにも登録されていない」と記載がある場合には、協会はその期間の連帯貢献金を請求することはできない、という<sup>65)</sup>。

第四に、CASは、上述のCASの2009年8月5日の仲裁判断との整合性についても、以下のように述べて問題は生じないとする。すなわち、CASは、この2009年の「仲裁判断は本件の単独仲裁人を拘束するものではなく、本件単独仲裁人は、RPSF附則5第2条3項に関する新たな解釈を自由に採用することができる」と述べたのち、サッカー協会が連帯貢献金を請求できる事例として2009年の仲裁判断が列挙した二つのケースについては、「パネルはこの問題を最終的に未解決にしており、さらに当該事案でどちらのケースを適用すべきか決定していないのであるから、この事例はむしろ傍論（*obiter dicta*）というべきである」ため、本件ではこの仲裁判断に従う必要はないとした<sup>66)</sup>。

以上の解釈から、CASの単独仲裁人は、RSTP附則5第2条3項（旧規定）は、「当該プロ選手の移籍後18ヶ月以内に、同選手と同選手を育成したクラブのいずれかとの間の成功したリンクが立証できない場合、連帯貢献金は、同選手が育成を受けた国の、かつ同選手を育成したクラブが過去または現在において加盟していた（している）サッカー協会に支払われなければならない」とすべきであるとした。したがって、本件のように、どの「加盟クラブ」も当該選手を育成していないケースでは、サッカー協会は連帯貢献金を請求しえない、という。

この2012年7月25日のCASの仲裁判断を受けて、同年12月1日にRSTPが改正され、RSTP附則5第2条3項は現行規定の文言に修正された<sup>67)</sup>。

## 5. 連帯貢献金請求権の発生および消滅

連帯貢献金の請求権は、あるプロ選手が労働契約期間中に移籍した場合で（以下、5.1）、かつ、移籍先クラブと移籍元クラブがそれぞれ別個のサッカー協会に所属している場合、つまり国際移籍の場合（以下、5.2）に生じうる。ただし、育成クラブによる連帯貢献金の請求権は、RSTP 第25条5項1文に従えば、「当該紛争の原因となった事件」から2年が経過すれば時効により消滅する（以下、5.3）。本章では、この連帯貢献金請求権の発生と消滅について詳述する。

### 5.1 選手の労働契約期間中の移籍

連帯貢献金の請求権の第一の要件は、当該プロ選手が移籍元クラブと締結している労働契約（以下、「原契約」ともいう）の期間中に、同選手の移籍がなされることである（RSTP 第21条、同附則5第1条1項）。原契約の期間内であれば、同選手の育成クラブは、当該移籍の際に通常は発生する移籍補償金に関与することが可能となる。ただし、移籍元クラブが移籍先クラブに対して、移籍補償金をまったく要求せずに当該選手を譲渡した場合には、連帯貢献金は発生しない<sup>68)</sup>。さらに、連帯貢献金は、トレーニングコンペンセーションとは異なり、当該選手がプロ選手として初めて登録される際には発生しない。なぜなら、プロ選手としての初めて登録は労働契約期間中での移籍とはみなされないからである<sup>69)</sup>。

加えて、労働契約期間中であれば、プロ選手の①期限付移籍、すなわち「レンタル移籍」(Leihgabe) に際してのレンタル料、および②契約解除条項に基づく契約解除違約金に対しても、連帯貢献金の支払義務が及ぶと解されている。

#### (1) レンタル移籍と連帯貢献金の発生

RSTP 第10条1項は、「プロ選手は、同選手と関係クラブとの間の書面による合意に基づき、他のクラブにレンタルされうる。レンタル移籍は、トレーニングコンペンセーションおよび連帯メカニズムに関する諸規定を含む、選手の移籍に適用される規則と同一の規則に服する」と規定している。また、プロサッカー選手のレンタル移籍は、当該移籍に期限が付されている点で原契約期間内になされる通常の移籍とは異なるが、それ以外で

は、両者は原則として同じである<sup>70)</sup>。それゆえ、レンタル移籍に際してレンタル料の支払いが発生した場合には、当該選手の育成クラブは連帯貢献金を請求しうることになる。

(2) 契約解除条項に基づく選手の移籍と連帯貢献金の発生をめぐるCASの2011年9月28日の仲裁判断

さらに、しばしばサッカー選手とクラブの間で締結される労働契約のなかに、いわゆる「契約解除条項」(buy-out clause, Ausstiegsklausel)が盛り込まれることがある。この契約解除条項によれば、選手は一定の条件の下で他のクラブに移籍することができ、とりわけ同選手の移籍先クラブが本条項に基づき発生する契約解除違約金を移籍元クラブに支払うことに同意した場合に、この取決めが成立する<sup>71)</sup>。問題は、この契約解除条項に基づく選手の国際移籍に際しても連帯貢献金が適用されるか否かである。この点、学説にはこれを認めると主張するものがみられる<sup>72)</sup>。さらに実務においても、この問題はCASの2011年9月28日の仲裁判断<sup>73)</sup>に関する事案で争われたが、結論としてCASは連帯貢献金の支払いを認めている。本件の事案は以下の通りである。

(a) 事件の概要

アルゼンチン国籍を有する1987年3月18日生まれのサッカー選手M(Mauro Zárate)は、1998年1月7日から2007年8月14日まで(つまり11歳から20歳まで)、アルゼンチンサッカー協会に所属するサッカークラブであるベレス(Club Atlético Vélez Sarsfield)に登録されていた。この期間中、選手Mは、同クラブで、1998年1月7日から2004年6月24日まではアマ選手として、2004年6月25日から2007年8月14日まではプロ選手として登録されていた。また、連帯貢献金の観点からは、最初の1シーズンは選手Mの12歳の誕生日の暦年に含まれるため、選手Mのベレスでの登録期間は、最終的に9シーズンと、残りのシーズンのうち2007年7月1日のシーズン開始日から同年8月14日までの45日間と算定された。

選手Mは、その間の2007年6月23日に、カタールのクラブであるアル・サッド・スポーツクラブ(Al-Sadd Sport Club)に4年契約で移籍したが、契約書のX3条(Clause X3)は以下のように規定されていた。

「同選手が本契約を終了させ、かつその契約の終了が正当な事由もしくは当事者間の双方の合意に基づかない場合、または同選手が本契約に違反し、かつその違反が契約の終了、もしくは契約を終了する権利を導いた場合、本クラブは、当該選手から、2,000万ユーロ相当の補償金を受け取る権利を有する」。

さらに、選手Mは、原契約の期間中である2008年1月に、イギリスのサッカークラブであるバーミンガムFC (Birmingham City FC) に、2008年6月30日を期限とするレンタル移籍をした。ただし、同シーズン終了後、バーミンガムFCが2部に降格となったこと、およびレンタル期間が終了したことに伴い、選手Mは、イタリアのサッカークラブであるラツィオ (Società Sportiva Lazio S.p.A.) と、2009年6月30日を期限とするレンタル移籍契約を締結した。この移籍に際して当事者が合意したレンタル料 (loan fee) は2,400,000ユーロであった。そして、このレンタル移籍に基づき、ベレスは、2008年10月22日に、ラツィオに対して総額85,440ユーロの連帯貢献金を請求した。これは、レンタル移籍金2,400,000ユーロの3.56% (0.25% × 4シーズン + 0.5% × 5シーズン + 0.06%) に相当する金額である。これに対してラツィオは、ベレスに対してこの連帯貢献金 (の一部) を支払った。

その後、ラツィオとアル・サッドは、2009年4月に選手Mの正式契約に関する交渉を開始したが、最終的に合意には至らなかった。そのため、選手Mは、同年4月27日に、アル・サッドとの上記契約を終了させるとともに、アル・サッドに対して契約書X3条にいう補償金を支払う旨の通知を送付した。その後、同年6月4日に、Mはラツィオと5年の正式契約を締結し、翌日、ラツィオはアル・サッドに対して契約解除違約金2,000万ユーロの支払いを行使した。

しかしながら、ベレスは同年9月2日、この契約解除違約金に対しても連帯貢献金を請求した。これに対してラツィオは、連帯貢献金は選手のクラブ間の国際移籍に際してのみ発生するものであるが、本件におけるアル・サッドとの契約ではこうした移籍は行われていない、さらに選手Mは、アル・サッドとの契約を一方的に解除するという契約上の権利を行使したにすぎず、ラツィオはそれを受けて選手Mとフリーエージェントとして契約したにすぎないと主張して、ベレスの請求を拒否した。ベレスの異議申

立てを受けて、DRC は、2010年7月22日の裁定において、ベレスの請求を部分的に認め、ラツィオに対して約726,936ユーロの連帯貢献金の支払いを命じた。この裁定に対して、ラツィオはCASに提訴した。

#### (b) CAS の判断

これに対してCASは、2011年9月28日の仲裁判断において、第一次的に、ラツィオとアル・サッドとの間の本件取引行為 (transaction) がRSTP の第21条および附則5第1条にいう「移籍」とみなされるのか否かの問題について審査した。

その結果、CASのパネルは、「連帯貢献金メカニズム (solidarity contribution mechanism) の目的のためになされる両クラブ間での選手の移籍であると位置付けられるための構成要件」は、①当該選手との契約解除に関する移籍元クラブの同意 (consent)、②当該選手を獲得する移籍先クラブの同意、③当該移籍に関する選手の同意、および④当該取引行為の価格または価値 (price or value)、であるという。そして、この基準に照らせば、本件取引行為に関して、移籍元クラブであるアル・サッド、移籍先クラブのラツィオ、および選手Mの同意があったこと、ならびに、アル・サッドが2,000万ユーロの補償金を受け取ったことから「価格または価値」の要件があったことは明らかであるから、本件取引はRSTPにいう「移籍」に該当する、と述べた<sup>74)</sup>。このことから、CASのパネルは、結論として、ラツィオに対して、2009年6月の本件正式契約から派生する契約解除違約金に基づく連帯貢献金の支払いを命じた。

## 5.2 選手の国際移籍

RSTP 第1条1項に従えば、連帯貢献金の請求権は、プロ選手の国際移籍に際してのみ発生する。換言すれば、プロ選手の国内移籍、すなわち同一のサッカー協会に所属する二つのクラブ間での移籍に際しては、連帯貢献金は発生しない。ただし、FIFAによれば、同一のサッカー協会に所属する二つのクラブ間での移籍においても、当該協会が自己の国内移籍に関する規則のなかで連帯貢献金の支払いにつき明確な規定を設けていた場合には、例外的に連帯貢献金が発生しうるとしている<sup>75)</sup>。このことは、後述するDRCの裁定でも認められている。

また、債権者である育成クラブと債務者である移籍先クラブがそれぞれ

異なるサッカー協会の構成員であることは、連帯貢献金の発生の要件とはならないと解されている<sup>76)</sup>。すなわち、RSTP 第22条e号によれば、同一のサッカー協会に所属するクラブ間の連帯貢献金をめぐる紛争についても、当該紛争が異なるサッカー協会に所属するクラブ間の移籍に基づいて発生した限りにおいて FIFA の諸機関が管轄権を有するとされており、育成クラブは同条項に基づき、同一のサッカー協会に所属する移籍先クラブに対しても連帯貢献金を請求しうるとする。

しかしながら、①そもそも連帯貢献金の支払いに関するこの国際移籍の要件は適法といえるのか、②国内法になんらの規定がない場合に国内移籍に際しては連帯貢献金が発生しないが、このことは EC 競争法に反しないか、さらに③異なるサッカー協会に所属するが同一のリーグに参加している二つのクラブ間での移籍に際して連帯貢献金は発生するかという問題につき、CAS および学説において議論がある。

(1) 国際移籍の要件を適法であるとしたCASの2007年12月4日の仲裁判断

FIFA の連帯メカニズムの適用が国際移籍に限定されていることの適法性の問題は、かつて、CAS の2007年12月4日の仲裁判断<sup>77)</sup>に関する事案で争われたことがあるが、結論として CAS はその適法性を認めている<sup>78)</sup>。

(a) 事件の概要

1978年6月24日生まれのアルゼンチン国籍のスター選手であるリケルメ (Juan Román Riquelme) は、1990年から1996年まで、すなわち12歳から18歳までの7年間、アルゼンチンサッカー協会 (Asociación del Fútbol Argentino (AFA)) の構成員であり、同国に所在地を有するサッカークラブであるアルヘンティノス・ジュニアーズ (Argentinos Juniors) に所属していた。その後、リケルメは、1996年に、同じくアルゼンチンのクラブであるボカ・ジュニアーズ (Boca Juniors) に移籍し、2002年には、スペインサッカー協会 (Real Federación Española de Fútbol (RFEF)) の構成員であり同国に所在地を有する FC バルセロナ (FC Barcelona) に移籍した。さらに、リケルメは、レンタル移籍を経て、2005年8月に、同じくスペインサッカー協会の構成員であり、スペインに所在地を有するビジャレアル (Villarreal CF) に移籍したが、その際の移籍補償金は7,400,000ユーロであった。この移籍に対して、アルヘンティノスはビジャレアルに対して、

RSTP に基づき、総額185,000ユーロ ( $7,400,000 \times 0.25\% \times 4\text{年} + 7,400,000 \times 0.5\% \times 3\text{年}$ ) の連帯貢献金の支払いを請求した。

(b) CAS の判断

これに対して、FIFA の DRC は、FIFA の連帯メカニズムに関する規定は、同一のサッカー協会内部での移籍には適用されず、むしろこのような移籍には各国のサッカー協会の規則が適用されるとして、結論としてアルヘンティノスの請求を棄却した。ただし、DRC は、各サッカー協会が自国の規則のなかで連帯貢献金に関する規定を設けている限りで、同規定は当該選手を育成した別の国のサッカー協会に対しても適用されなければならない、と述べている。

この DRC の裁定に対して、アルヘンティノスは CAS に提訴したが、CAS は、2007年12月4日の仲裁判断において、結論として DRC の上記裁定を支持する判断を下している。

(2) 国際移籍の要件は EC 競争法に違反しないとした CAS の2007年11月28日の仲裁判断

国内のサッカー協会の規則のなかに連帯貢献金に関してなんらの規定もない場合には、国際移籍に際してのみ連帯貢献金が発生し国内移籍に際しては連帯貢献金が発生しないことになるが、このことは EC 競争法に違反するかが問題となる。この問題は、CAS の2007年11月28日の仲裁判断<sup>79)</sup>に関する事案で争われたが、結論として CAS は、FIFA の連帯メカニズムは EC 法に違反しないと解している。

(a) 事件の概要

ウルグアイ国籍を有する1979年12月26日生まれのサッカー選手であるファビアン・カリーニ (Fabían Carini) は、1993年1月11日から2000年12月14日まで、すなわち13歳から20歳までを、ウルグアイサッカー協会に所属する、モンテビデオのサッカークラブであるダヌービオ FC (Danubio FC) に所属していた。その後、カリーニは、2000年にイタリアのクラブであるユベントス FC (Juventus Football Club S.p.A.) に移籍し、さらに2004年8月31日に、ユベントスから、同じくイタリアのクラブであるインテル (FC Internazionale Milano S.p.A.) に移籍したが、その際の移籍補

償金は10,000,000ユーロであった。この移籍に際して、ダヌーピオ FC は、2004年10月15日に、FIFA に対して、インテルによる連帯貢献金の支払いを請求した。最終的にダヌーピオ FC がインテルに求めた連帯貢献金の総額は300,000ユーロ ( $10,000,000 \times 0.25 \% \times 4 \text{年} + 10,000,000 \times 0.5 \% \times 4 \text{年}$ ) であった。

これに対して、DRC が、2006年11月21日の裁定において、FIFA の連帯メカニズムの原則は国内レベルでは拘束力を有しないとしてダヌーピオ FC の請求を棄却したため、ダヌーピオ FC は2007年5月21日に CAS に提訴した。その際、ダヌーピオ FC は、イタリアサッカー協会は連帯貢献金について規定のない国内規則を施行しており、そのためダヌーピオ FC は、外国のクラブとして、FIFA のレギュレーションだけでなくイタリアの規則に基づいてもいかなる連帯貢献金も取得することはできないこととなり、こうした状況は差別にあたると主張した。

#### (b) CAS の判断

ダヌーピオ FC の主張に対して CAS は、2007年11月28日の仲裁判断において、国内のサッカー協会が連帯貢献金に関する国内規則を設けていない場合に、FIFA の連帯メカニズムが国内移籍に直接的に適用されることはないとして、結論としてダヌーピオ FC の請求を棄却したが、その理由につき以下のようにいう。

すなわち CAS の本件パネルは、第一に、連帯貢献金に関する FIFA のレギュレーションの文言は明確であるという。すなわち、CAS は、「本パネルは、なぜ連帯貢献金の支払いについて規定する FIFA のレギュレーションが〔本件移籍に〕適用されなければならないのか、また、なぜインテルがイベントスに支払った補償金が……連帯貢献金の対象とされなければならないのかにつき、なんらの根拠も見出さない」<sup>80)</sup>とし、さらに「結論として、本件でその適用が問題となった FIFA の規則は、その明確な文言によれば、『国際移籍』に対してのみ適用され、『国内移籍』には適用されない。なぜなら、国内のサッカー協会は FIFA の規則を遵守しなければならず、また、FIFA は国内サッカー協会に対する規制のかつ監督的機能を有しているからである」<sup>81)</sup>と述べる。

第二に、CAS によれば、確かに FIFA の定款は人種や出身国等による差別を禁止しているが（現行の FIFA 定款第4条を参照）、こうした差別禁



止の原則は、連帯貢献金に関する上記の解釈に影響を与えるものではないとする<sup>82)</sup>。

最後に、CAS は、国際移籍についてのみ連帯貢献金が適用されるとするシステムは、EC 法、とりわけ EC 条約第 81 条および同 82 条 (EU 運営条約 101 条および 102 条) に違反しないという。すなわち、CAS のパネルは、第一次的に、2006 年 7 月 18 日の欧州司法裁判所の「Meca-Medina 判決」<sup>83)</sup> を参照し、EC 競争法の規定がスポーツの領域に適用可能であることに言及する。そのうえで、CAS のパネルは、「現行の〔連帯貢献金の〕システムは、EC 市場における競争になんらの影響も与えない」という。その理由につき、CAS は、「実際に、たとえ連帯〔メカニズム〕に関するルールが申立人〔であるダヌービーオ FC〕の行動の自由を制限する企業団体の決定であるとみなされるとしても、同ルールは、必ずしも競争を制限するものでも、第 81 条の意味にいう共同市場と両立しないものでもなく、また第 82 条にいう濫用となるものでもない。なぜなら、同ルールは、アマチュアクラブを含む選手のトレーニングおよび教育に従事したクラブに対して、収益の一部を再分配するという適性な目的によって正当化されるからであり、かつ同ルールは、最終的に、競技スポーツ (competitive sport) およびその促進の安全装置と結びつくものだからである」と述べている<sup>84)</sup>。

### (3) 同一リーグに参加する別のサッカー協会に所属するクラブ間での移籍

例えば、スイスサッカー協会 (SFL) に所属するクラブのひとつと、リヒテンシュタインのサッカークラブである FC ファドゥーツ (FC Vaduz) との間で、原契約の期間中にプロ選手の移籍がなされた場合、育成クラブが連帯貢献金を請求しうるか否かという問題がある。なぜなら、FC ファドゥーツは、確かにスイスサッカー協会ではなくリヒテンシュタインサッカー協会の構成員であるが、リヒテンシュタインには国内リーグが存在しないため、スイスリーグに参加しているためである。

この点につき、学説には、両クラブは、それぞれ別の国内サッカー協会に所属するクラブであるため、当該移籍は国際移籍とみなされ連帯貢献金は発生しうる、と主張するものがみられる<sup>85)</sup>。

## 5.3 連帯貢献金請求権の消滅

RSTP 第 25 条 5 項 1 文は、「関連する FIFA の決定機関は、本レギュレー

ションに服するあらゆる事例につき、当該紛争の原因となった事件 (event) 以後2年以上が経過している場合には、これを取り扱わない」と規定する。すなわち、同条項によれば、FIFAの諸機関はRSTPに関する事例につき、その原因が訴えの提起の段階で既に2年以上経過している場合にはもはやこれを取り扱わないという<sup>86)</sup>。さらに、この2年という期限の遵守は、その事件毎に「職権により」(ex officio) 審査される(同25条5項2文)。

それゆえ、同条項に従えば、連帯貢献金の請求権も「当該紛争の原因となった事件」から2年が経過すれば時効により消滅する。ここでいう「事件」がなにを意味するのかが問題となるが、学説は、これを連帯貢献金の「履行期」(Fälligkeit) であるとみている<sup>87)</sup>。この点、前述(第2章2.2を参照)のように、RSTP附則5第2条1項によれば、この連帯貢献金請求権の履行期は「当該選手が〔移籍先クラブに〕登録されたのち30日以内」、または「〔移籍補償金の〕支払いが条件付でなされる場合には、個々の〔移籍補償金の〕支払いの履行期の後30日以内」、とされている。

ただし、実務においては、RSTP第25条5項にいう「当該紛争の原因となった事件」の解釈につき、上述したCSKAモスクワとミッティランの争いに関する事件において(第3章3.2を参照)、一方でFIFAのPSCの単独判事は、本件ではCSKAがミッティランに対して移籍補償金を支払った日から31日後をいうと判断したが、他方でCASは、2015年12月21日の仲裁判断<sup>88)</sup>において、FIFAのDRCがCSKAに対して育成クラブへの連帯貢献金の支払いを命じる裁定を下した日をいうとし、FIFAとCASの間で見解の相違が見られる。

## 6. むすびにかえて

以上、本稿はFIFAの連帯貢献金制度の内実、およびその運用をめぐる法的問題につき、DECの裁定とCASの仲裁判断の分析を中心に検討を行った。ここからは、連帯貢献金の制度が南米のクラブを中心に世界の多くの国で積極的に活用されていると同時に、その内実や運用をめぐることは従来から多くの法的問題が指摘されていることが明らかとなった。加えて、とりわけこうした問題を扱ったDRCとCASの多くの先例の存在によって、連帯貢献金の制度は、実際には非常に複雑なものとなっていることも明らかとされた<sup>89)</sup>。以上の議論を踏まえて、最後に、連帯貢献金の実務および

その活用の意義について触れておきたい。

## 6.1 連帯貢献金の支払いに関する実務

本稿の分析によれば、連帯貢献金の支払いに関する取決めが行われるケースは、以下の4つに分類できる<sup>90)</sup>。

### (1) ケース 1

第一は、当該プロサッカー選手の移籍先クラブが、移籍元クラブに対して移籍補償金の95%を支払うケースである(図1)。この場合、移籍先クラブが残りの5%を留保し、RSTP 附則 5 第 1 条にいう分配率に基づき、これを連帯貢献金の請求権を有する各育成クラブに分配する。連帯貢献金および分配率の算定は、選手証に照らして当該選手の経歴に基づき行われるが、このケースでその算定の権限および義務を有するのは移籍先クラブである(RSTP 附則 5 第 2 条 2 項 1 文)。さらに、必要な場合には、当該選手は移籍先クラブのこの義務の履行につき支援しなければならないとされる(同 2 条 2 項 2 文)。

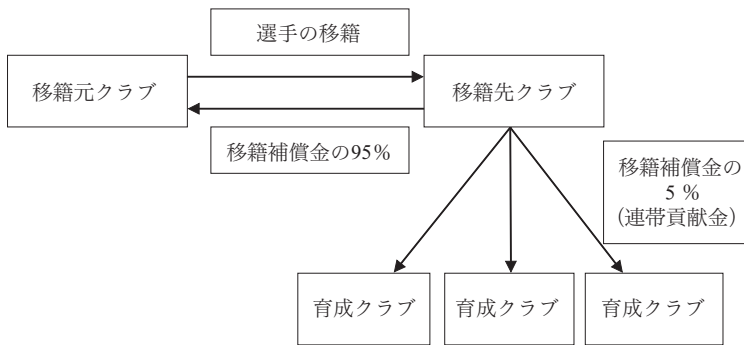


図 1

### (2) ケース 2

第二は、当該プロ選手の移籍に関与した両クラブの間で、移籍補償金の全額(100%)を移籍元クラブへ支払うことにつき合意をするケースである(図2)。このような合意は、例えば、選手の移籍に際して両クラブ間で締結される契約のなかに、移籍先クラブは「いかなる控除もされない」

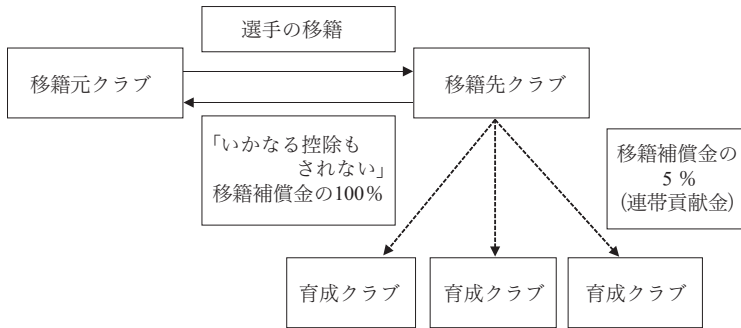


図 2

移籍補償金を移籍元クラブに支払わなければならないとする条項を設定することによってなされる（本稿第3章3.1を参照）。仮にこのケースで、移籍先クラブが連帯貢献金を支払うことになれば、移籍先クラブは、移籍元クラブと育成クラブに対して、合計で移籍補償金の105%を支払うことになる。

ただし、こうした合意の適法性については争いがある。すなわち、一方でDRCは、RSTP附則5第1条および2条を厳格に適用し、連帯貢献金の支払義務は移籍先クラブにあるから、こうした合意は無効であり、それゆえ移籍先クラブが連帯貢献金を支払った場合には移籍元クラブには同額の返済義務が生じると解した。他方で、CASは、原則として連帯貢献金の支払義務は移籍先クラブにあるが、こうした合意自体は適法であり、その結果、移籍先クラブが連帯貢献金を支払った場合でも移籍元クラブに同額の返済義務は生じないと解している。学説のなかにも、クラブの契約の自由の観点から、こうした合意を適法であると解する立場がみられる。

### (3) ケース3

第三は、選手の移籍先クラブが、移籍元クラブに対して移籍補償金の100%を支払うと同時に、移籍元クラブが育成クラブに対して連帯貢献金を分配するケースである（図3）。このケースは、当事者の契約のなかで、移籍先クラブから移籍元クラブに対して、育成クラブへの連帯貢献金の分配義務を譲渡するという条項が設定される場合に発生し、結果として移籍元クラブが得られる移籍補償金は、総額の95%にとどまることになる（本

FIFA の「連帯貢献金」制度とその法的諸問題 (2・完)

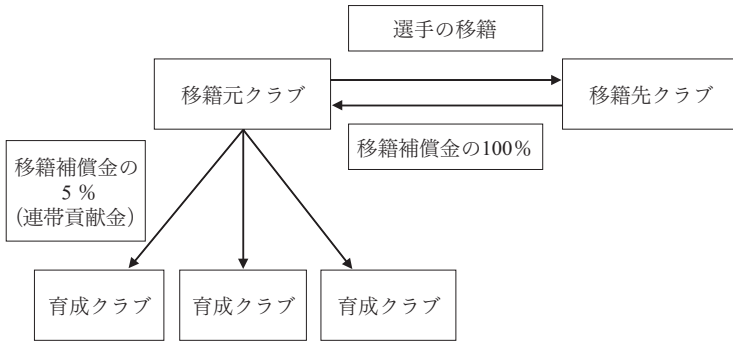


図 3

稿第 3 章 3.2 を参照)。実務ではこうした合意書はしばしば交わされるとされているが<sup>91)</sup>、この契約の適法性については、それが「債務引受」の問題となりうるため従来から議論がなされてきた。この点、学説および DRC はこのような契約を無効であると解しているのに対して、CAS はこれを適法とみなしている。

(4) ケース 4

第四は、当事者間で、連帯貢献金の支払いにつき移籍元クラブが義務を負うことに加えて、仮に育成クラブが移籍先クラブに連帯貢献金を請求し、FIFA が移籍先クラブに支払義務を課した場合には、移籍元クラブは移籍

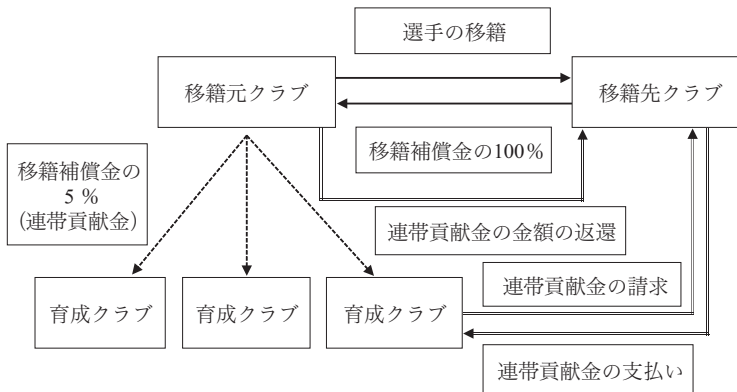


図 4

先クラブに対して同額の返済義務を負うとする合意書が交わされケースである(図4)。このような合意書は、実際に、CASの2015年12月21日の仲裁判断に関する事件のなかでCSKAモスクワとFCミッティランの両当事者の間で交わされたが(本稿第3章3.2(3)を参照)、CASは、結論として本件合意書の適法性を認め、移籍元クラブに同額の返済義務を命じている。

## 6.2 日本のクラブによる連帯貢献金制度の活用の意義

現在、新型コロナウイルスの影響で、Jリーグの各クラブは苦しい経営を強いられている。すなわち、Jリーグは、2021年7月29日、2020年度のJ1からJ3までの全56クラブの財務状況を開示したが<sup>92)</sup>、それによれば、全56クラブのうち35クラブが赤字、10クラブが債務超過に陥っており、加えて債務超過に陥ったクラブのうち3チーム(仙台、C大阪、鳥栖)がJ1のクラブであった。また、56クラブ合わせての入場料収入が前年比約6割減、スポンサー収益が約1割減となり、営業収益も過去最高だった2019年度の約1,325億円から230億円減の約1,095億円となった<sup>93)</sup>。債務超過はクラブライセンス剥奪の対象であるが、Jリーグは2021年度決算までライセンス交付の判定対象としない特例措置を実施している<sup>94)</sup>。

さらに、こうした状況はアマチュアレベルでも同じであり、新型コロナウイルスの影響を受けて、Jリーグの育成組織ではない街クラブや地域クラブでも、会費の収入減で経営難に苦しみ、指導者の解雇や活動休止を余儀なくされているクラブが多く見られる<sup>95)</sup>。また、Jリーグのユースチームであっても、例えば、2020年に政府が出した学校の一斉休暇要請を受けて、Jリーグの各クラブがその間、サッカースクールを含む育成組織の活動を休止させる措置を採るなどした<sup>96)</sup>。こうした措置による会費の収入減や、上述のようなJリーグの各クラブの財政状況は、ユースチームによる若手選手の育成にも今後大きな影響を及ぼす可能性がある。

このように、新型コロナウイルスの感染拡大は、子どもやユース選手のスポーツ育成活動にも深刻な影響を与えており、とりわけ若手選手の育成クラブを財政的にどのように救済していくかという問題が生じている。こうした状況下で、連帯貢献金制度は育成クラブに対する救済手段のひとつになりうると考えられる。ただし、実際に日本において同制度を積極的に活用するためには、サッカーの領域で日本が置かれた特殊な事情等を考慮して総合的に判断していく必要があると思われるが、こうした検討は今後

の研究課題としたい。

(2021年10月18日脱稿)

### 注

- 51) Frans de Weger, *supra* note 18, pp. 449 and 465.
- 52) Frans de Weger, *supra* note 18, p. 449.
- 53) CAS 2011/A/2635, *Real Madrid Club de Futbol v. BF and Sao Paulo FC*, Award of 25 July 2012.
- 54) CAS 2008/A/1751, *Brazilian Football Federation v. Sport Lisboa e Benfica-Futebol S.A.D.*, Award of 5 August 2009.
- 55) CAS 2011/A/2635, *Real Madrid Club de Futbol v. BF and Sao Paulo FC*, Award of 25 July 2012.
- 56) CAS 2008/A/1751, *Brazilian Football Federation v. Sport Lisboa e Benfica-Futebol S.A.D.*, Award of 5 August 2009, para 23.
- 57) *Ibid.*, para 24.
- 58) CAS 2011/A/2635, *Real Madrid Club de Futbol v. BF and Sao Paulo FC*, Award of 25 July 2012, para 57.
- 59) *Ibid.*, paras 60–61.
- 60) *Ibid.*, para 62.
- 61) *Ibid.*, para 63.
- 62) *Ibid.*, para 76.
- 63) *Ibid.*, para 72.
- 64) *Ibid.*, para 70.
- 65) *Ibid.*, para 64.
- 66) *Ibid.*, para 79.
- 67) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 386.
- 68) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 387 f.
- 69) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 388.
- 70) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 388.
- 71) 「契約解除条項」の法的問題につき、さしあたり、vgl. P. S. Fischinger, in: P. S. Fischinger/H. Reiter/M. Winter, *Das Arbeitsrecht des Profisports*, München 2021, § 10 Beendigung von Arbeitsverhältnissen, Rdnr. 155.
- 72) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 390.
- 73) CAS 2011/A/2356, *SS Lazio S.p.A. v. CA Vélez Sarsfield & FIFA*, Award of 28 September 2011.
- 74) *Ibid.*, paras 74–75.

- 75) Vgl. FIFA (Hrsg.), Kommentar, a. a. O. (Anm. 5), S. 128.
- 76) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 388 f.
- 77) CAS. 本事件および CAS の仲裁判断につき、スイス連邦最高裁判所の 2008 年 6 月 20 日の判決 (Urt. 4A\_18/2008 des BGer vom 20. Juni 2008) を参照した。本判決では、CAS の 2007 年 12 月 4 日の仲裁判断の取消しが争われた。
- 78) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 388.
- 79) CAS 2007/A/1287, *Danubio FC v. FIFA & FC Internazionale Milano S.p.A.*, Award of 28 November 2007.
- 80) Ibid., para 30.
- 81) Ibid., para 32.
- 82) Ibid., para 32.
- 83) EuGH, Urt. v. 18. 07. 2006 – C-519/04 P, Slg. 2006, I-6991. この「Meca-Medina 判決」につき、さしあたり、庄司克宏『新 EU 法 政策編』(岩波書店・2014) 278 頁、齊藤高広「スポーツの特異性と競争法の適用」金井貴嗣他編『経済法の現代的課題 舟田正之先生古稀祝賀』(有斐閣・2017) 148 頁以下、等を参照。
- 84) CAS 2007/A/1287, *Danubio FC v. FIFA & FC Internazionale Milano S.p.A.*, Award of 28 November 2007, para 40.
- 85) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 388.
- 86) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 389.
- 87) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 389.
- 88) CAS 2015/A/4105, *PFC CSKA Moscow v. FIFA & Football Club Midtjylland A/S*, Award of 21 December 2015.
- 89) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 395.
- 90) この連帯メカニズムの整理および分類の方法は、Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 392 ff. を参考にしている。
- 91) Vgl. Derungs, a. a. O. (Anm. 7), S. 393.
- 92) J リーグの「2020 年度クラブ経営情報開示資料 (2021.7.29)」を参照。
- 93) 2021 年 7 月 29 日付の日本経済新聞電子版の記事を参照。
- 94) 2021 年 5 月 29 日付の朝日新聞朝刊 21 頁を参照。
- 95) 例えば、2020 年 4 月 21 日付の朝日新聞朝刊 15 頁、同年 8 月 6 日付の朝日新聞夕刊 7 頁、同年 11 月 20 日付の朝日新聞朝刊 23 頁等を参照。
- 96) 2020 年 3 月 19 日付の朝日新聞朝刊 17 頁を参照。

(付記) 本稿は、令和 3 年 5 月に愛知県立大学から交付された「令和 3 年度学長特別研究費」による研究成果の一部である。